

九州ブロック発注者協議会の取組成果と新たな取組指標

◆発注関係事務に関する自己評価（H27～）

- ・運用指針における発注関係事務を適切に実施するための取り組むべき事項108項目のうち、**31項目**について**自己評価**を実施

成 果 歩切りの完全撤廃など

◆全国統一指標（H29～）

- ・発注関係事務について客観的な状況を把握できる全国統一指標を設定し定期的に**結果を公表**

成 果

①適正な予定価格の設定	○最新の積算基準と基準対象外の要領を整備	41% (H29.9)	➡	64% (R2.3)
	○最新単価を用いて積算を実施	88% (H29.9)	➡	99% (R2.3)
②適切な設計変更	○設計変更ガイドラインを策定、活用	20% (H29.9)	➡	38% (R2.3)
③施工時期の平準化(件数)	○平準化率0.6以上の機関数	24% (H29.9)	➡	55% (R2.3)
各指標とも改善傾向が見られる				

◆新たな取組指標

- ・改正品確法及び改正運用指針の理念実現のため新たな取組指標を設定

◆新・全国統一指標（R2～）

- ・R2.5.20(記者発表)から運用開始

◆九州独自指標（R3～）

- ・R2九州ブロック発注者協議会で設定予定

◆今後の予定

- ・継続的な各機関の指標値把握と結果の公表
- ・各発注者の立ち位置等を把握した後、目標設定及び指標の活用策等を検討

新たな取組指標の設定方針

- 令和元年品確法の改正に伴い、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた「新たな全国統一指標」を設定し、取組を強化していく。
- これまでの取組状況等も踏まえ、地域ブロック毎に「地域独自指標」を設定し、取組を推進する。

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定 【既存指標】
- ② 歩切りの根絶 【達成】
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】 【既存指標】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更 【既存指標】
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

対応災害

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携



「新・全国統一指標」 + 「地域独自指標」の設定